高知県いじめ防止基本方針(改定)について

資料　1−3

①　改定までの経緯

6月	第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会にて高知県いじめ防止基本方針の改定内容について説明
7月	①教育委員会で教育委員に高知県いじめ防止基本方針の改定内容について説明　②パブリックコメント開始
8月	①パブリックコメント終了　②教育委員会で教育委員の意見を集約
9月	教育委員会にてパブリックコメントや教育委員の意見を反映させた改定案を提示
10月	県議会総務委員会にて改定された高知県いじめ防止基本方針を報告

②　パブリックコメント・教育委員会で寄せられた主な意見

意見	意見	意見に対する考え方
インターネット上のいじめへの対応	インターネット上のいじめにどのように対応するか、効果的な方法を教えていただきたい。	「情報モラル教育の充実」や「児童生徒の主体的な活動の推進」、「インターネット上のいじめへの対応」、「PTAや地域の関係機関との連携促進」等をより具体的に記載する。低年齢化するインターネット利用は、適正利用について保護者の責務について県民意識の高揚を図っていく。
基本方針全体を通して	基本方針を県民に浸透させることが不可欠。基本方針に基づき、具体的な施策も含め、県としていじめ防止対策を進めることを期待している。	本改定に基づいた具体的な県の施策を高知県いじめ問題対策連絡協議会において協議し、進捗管理を行い、積極的に進めていく。
○いじめに対する措置 ○重大事態への対処	いじめの解消の判断期間を長くとることで、より児童生徒の観察を慎重に行うことができるようになったと思う。また重大事態の基準が明確になり、学校をはじめ関係者の認識、対応が図りやすくなった。	いじめの解消についていじめが「解消している」とする要件を明記した。学校はいじめの解消に至るまで被害者への継続した支援を行うこと示している。重大事態については具体的な例示が記載されている国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考として対処することを明記し、調査が適切に行われるように努めていく。
基本方針全体を通して	加害者の指導等について、もう少し具体的な記述をしたほうが良いのではないか。	加害児童生徒に対する指導の記載箇所にて、教育的配慮や毅然とした態度での指導について、以下のような具体的表現を盛り込む。 **指導に当たっては、本人にいじめは被害者の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に対する配慮も必要である。なお、いじめた児童生徒の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。**

③　今後の周知計画

対象者	会議名等	期日	周知内容
市町村 指導事務担当者	東部教育事務所 指導事務担当者会	11/13	□県の基本方針改定を参酌して、各所属の基本方針を改定すること □各教育委員会の基本方針改定について、管内の学校管理職に対して周知を図ること
	中部教育事務所 指導事務担当者会	10/12	
	西部教育事務所 指導事務担当者会	11/7	
県立学校管理職	高知県いじめ防止基本方針の改定に関する説明会	11/20 12/1	□各学校管理職は、年度内に学校いじめ基本方針の改定を図ること
市町村教委担当者 国立・私立管理職等			

市町村・各学校基本方針の改定

市町村（学校組合）
①国・県の改定内容を参酌する
②県が実施する施策を参酌する
③3年間の取組の検証と総括を踏まえた市町村の取組を加味する

→ **市町村立学校**
①市町村（学校組合）の改定内容を参酌する
②学校の取組の検証と総括

県立学校 私立学校 国立学校
①県（国）の改定内容を参酌する
②県が実施する施策を参酌する
③学校の取組の検証と総括

平成29年度末までに改定作業終了